

平成19年2月5日

宗像市教育委員会 様

宗像市幼児教育審議会

会長 田中敏明



## 宗像市幼児教育振興プログラムの策定について（答申）

平成18年8月29日付18宗教子第392号をもって諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

## 記

少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化等、近年の社会環境の急激な変化に伴い、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化、経済性や効率性を重視する傾向等が見られます。このような状況の中、子どもの育ちの現状については、基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の不足などの課題が指摘され、子どもの成長に関する懸念が多く聞かれるようになりました。こうした問題の解決には、幼児期における教育の充実が重要と考えられます。先に成立した教育基本法にも「幼児期の教育」が新たに規定され、幼児教育の充実と振興が一層求められています。

本審議会では、本プログラムの策定にあたり、宗像市の子ども現状、問題点の共有化とともに、市および関係機関で実施している幼児に関する事業の把握などを行い、それらを基に、慎重に審議を重ねてまいりました。その中で、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、幼稚園と保育所が幼児教育の拠点となり、家庭や地域社会さらに小学校と十分な連携を図ることが必要であり、さらに宗像市の特色である豊かな自然環境やボランティアの活動等を活かしていくことが重要であると考えました。

以上のことを踏まえ、これからの宗像市の幼児教育の振興を図るため、基本的な考え方と育てたい幼児像、また、それを実現するために必要な基本施策を設定し、別紙のとおり「幼児教育振興プログラム（案）」をまとめました。

本プログラムが、宗像市における総合的な幼児教育の充実を推進する方策として、活用されることを切に望みます。

1. 關於...

2. 關於...

3. 關於...

4. 關於...

5. 關於...

6. 關於...

7. 關於...

8. 關於...

9. 關於...

# 宗像市幼児教育振興プログラム (案)

宗像市・宗像市教育委員会

## 目 次

第1	趣旨	1
第2	プログラムの実施期間	1
第3	基本的考え方	2
第4	育てたい幼児像	2
第5	基本施策	3
1.	幼稚園・保育所における充実した幼児教育の提供	3
	（1）幼稚園・保育所における共通目標の確立と評価の推進	
	（2）幼稚園と保育所の連携による幼児教育の充実	
	（3）保護者や地域の人々に対する幼児教育の理解推進	
2.	発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実	3
	（1）幼稚園・保育所と小学校との連携・接続の強化	
	① 幼稚園・保育所と小学校との連携・協力体制の整備	
	② 幼稚園・保育所と小学校との相互理解の推進	
	③ 小学校入学後の継続した連携の強化	
	（2）教育内容・方法の充実	
3.	幼稚園教員・保育所保育士の資質及び専門性の向上	4
	（1）幼稚園教員・保育所保育士研修の支援	
	（2）市主催研修の充実	
4.	幼稚園・保育所における家庭や地域社会の教育力の再生・向上	4
	（1）子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進	
	① 幼稚園・保育所における子育て支援及び啓蒙活動の推進	
	② 幼稚園・保育所における次世代育成支援活動の推進	
	（2）幼稚園・保育所と地域の子育て支援団体等との連携による幼児教育の総合的な推進	
	① 幼稚園・保育所における地域の子育て支援団体等の支援の推進	
	② 家庭、地域社会、幼稚園・保育所の三者による幼児教育の総合的な推進	
5.	特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援の推進	5
	（1）特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援の充実	
	（2）発達障害のある子どもに対する総合的な支援体制の構築	
6.	生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上	5
	（1）家庭の教育力の再生・向上	
	① すべての親に対する家庭教育の支援	
	② 地域社会における家庭教育の支援	
	（2）地域社会の教育力の再生・向上	
	① 幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用	
	② 地域における子どもの居場所づくりの推進	
	③ 地域の施設・設備の活用の推進	

## 第1 趣旨

本プログラムは、家庭や地域社会を含む、0歳から小学校就学前の幼児教育に関わる幼稚園・保育所等すべての機関を対象とした宗像市の総合的な幼児教育の指針である。

本市では、平成17年3月に宗像市子育て支援計画（宗像市次世代育成支援対策行動計画）を策定し、「応援します！すこやかな子育て・楽しい子育て」を基本理念として、子どもの健やかな育ちを親だけでなく、家庭・地域・学校等の社会全体で担い、市民の誰もが子育てに夢と希望をもてるようなまちを目指しているところである。

本市は、豊かな自然環境と、宗像ユリックス等の文化施設、宗像大社や鎮国寺等が保有する歴史的文化遺産があり、子どもが身近に自然や文化に親しむことができる。また、幼稚園と保育所が多く、子育てサークルや子育てサロン等の地域ボランティアの子育て支援活動も活発に行われており、教育環境においても恵まれている。しかし、近年の社会状況が子どもを取り巻く環境に様々な影響を及ぼしている。

近年の社会状況は、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化等の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、人間関係や地域における地縁的なつながりの希薄化、経済性や効率性を重視する傾向等が見られる。さらに子どもの育ちについて、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他者とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している等の様々な課題が指摘されている。

このことに我々大人は共通の認識を持ち、子どもの健やかな成長のために必要なことは何かを考え、最大限の努力をする必要があり、改めて幼児教育全体のあり方を見直すことが必要である。また、軽度の発達障害のある子ども等、養育や教育に特別な支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもがその可能性や個性を十分に伸ばすことができるように、特別支援教育の充実も必要である。

このような状況を踏まえ、本市の幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進していくことを目的として、本プログラムを策定する。

## 第2 プログラムの実施期間

本プログラムの実施期間は、平成19年度から平成23年度（5年間）とする。

### 第3 基本的考え方

人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、生きるための基礎を培っていく。

こうした幼児期の教育にあたっては、幼児の内面に働き掛け、一人ひとりの持つ良さや可能性を見だし、その芽を伸ばすことが大切である。そして充実した幼児期の生活が、児童期への発達の流れをつくり、さらにはその後の人間としての生き方を大きく左右するものであることを十分に理解しなければならない。

幼児の生活は、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の中で、連続的に営まれている。特に、家庭は愛情やしつけ等を通して成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場である。また、地域社会は様々な人との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場である。そして、幼稚園・保育所等は、家庭での成長を基盤に、集団活動を通して家庭では体験できない社会・文化・自然等に触れ、保育者や友だち等に支えられながら、豊かに育ちあう場である。

したがって、幼児が人間形成の基礎を培うためには、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等が、それぞれの有する教育機能を発揮し、協力しながら、幼児の健やかな成長を支えていくことが大切である。

本市では、幼児のほとんどが小学校就学前に幼稚園か保育所のいずれかに就園する現状を踏まえ、幼稚園・保育所が、地域の幼児教育の拠点として地域社会の中で家庭と十分な連携を図りながら、幼児教育の機能の拡大を推進するとともに、家庭や地域社会が自らの教育力を再生・向上させることが必要と考える。さらに小学校との十分な連携も視野に入れながら、総合的な幼児教育の充実を推進する。

### 第4 育てたい幼児像

本市は、山、川、海に恵まれ、公園も多く、子どもが身近に草花を摘んだり、虫をつかまえたり、体を思いきり動かして遊べる場が存分にある。幼児期に、この豊かな自然の中で、夢中になって遊びこむことによって、挑戦する意欲や自分でやり通す力を身につけていくとともに、ものや自然の大切さを理解していく。また、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等で様々な人との関わりから自尊心や思いやりを育み、基本的、社会的な生活習慣等から自立心や社会におけるルールを学んでいく。子どもはこれらの多様な体験を通して、生涯にわたる「生きる力」を身につけていくものである。

本プログラムの策定にあたり、本市の子ども一人ひとりが生きる力のある宗像っ子であってほしいという願いを込め、育てたい幼児像を「自分・ひと・環境を大切にする子ども」とする。

## 第5 基本施策

### 1. 幼稚園・保育所における充実した幼児教育の提供

目標1 幼稚園・保育所における幼児教育の充実を図るとともに、幼稚園と保育所の連携を推進する。

#### (1) 幼稚園・保育所における共通目標の確立と評価の推進

子どもの健やかな成長を支える観点から、幼稚園・保育所における本市共通の目標を設定し、子どもの発達に沿った内容と方法により幼児教育の充実を図る。また、幼児教育の水準の維持・向上のため、自己評価を中心とした評価の導入を推進する。

#### (2) 幼稚園と保育所の連携による幼児教育の充実

幼稚園と保育所の関係者による連絡会や相互参観等を通して、情報の共有に努めるとともに、合同で幼児教育の研究や理解を深め、幼児教育の充実を図る。

#### (3) 保護者や地域の人々に対する幼児教育の理解推進

幼児教育の重要性や現状について、保護者や地域の人々の理解を推進するため、保護者や地域と連携を図りながら情報提供等に努める。

### 2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標2 幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

#### (1) 幼稚園・保育所と小学校との連携・接続の強化

##### ① 幼稚園・保育所と小学校との連携・協力体制の整備

幼稚園・保育所と小学校が連携への理解を深め、幼児の小学校への接続が円滑に行われるよう、幼稚園・保育所と小学校等の関係者による研究協議会を設け、連携・協力体制の整備に努める。

##### ② 幼稚園・保育所と小学校との相互理解の推進

幼稚園教員・保育所保育士と小学校教員が相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に年長児と小学校1年の交流を中心に、保育参加・授業参加等を通じた合同研修の実施に努める。

##### ③ 小学校入学後の継続した連携の強化

「学校の日」を活用して、幼稚園教員・保育所保育士の小学校訪問を促し、小学校入学後も継続して連携強化に努める。

※「学校の日」：宗像市では、小学校・中学校において、毎月10日を学校開放の日として、日頃の児童・生徒の様子や授業を保護者や地域の方々に公開している。

(2) 教育内容・方法の充実

子どもの成長に合わせた幼稚園・保育所生活及び小学校生活が送れるようにするため、幼稚園・保育所及び小学校の双方が、幼児教育から小学校教育への移行に配慮した教育課程・指導計画等を相互に考えることができるよう各種支援に努める。

3. 幼稚園教員・保育所保育士の資質及び専門性の向上

目標3 社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、幼稚園教員と保育所保育士の資質及び専門性の向上を図る。

(1) 幼稚園教員・保育所保育士研修の支援

幼稚園教員と保育所保育士の資質及び専門性の向上を図るため、幼稚園教員・保育所保育士の研修への参加を支援する。

(2) 市主催研修の充実

社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、市が主催して、幼稚園教員や保育所保育士を対象とした研修の充実を図る。

4. 幼稚園・保育所における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標4 幼稚園・保育所が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

(1) 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進

① 幼稚園・保育所における子育て支援及び啓発活動の推進

親と子が共に育つ観点から、幼稚園・保育所を利用している幼児の家庭に対して、子育て相談や情報提供等の支援を推進する。また、幼稚園・保育所を利用していない幼児の家庭に対しても、親子登園、園庭開放や子育て相談等の支援を積極的に推進する。さらに、これらの機会を利用して、家庭教育に関する啓発活動に努める。

② 幼稚園・保育所における次世代育成支援活動の推進

中学校職業体験学習を通して、中学生が幼稚園・保育所の幼児と接する機会の提供に努める。

(2) 幼稚園・保育所と地域の子育て支援団体等との連携による幼児教育の総合的な推進



- ① 幼稚園・保育所における地域の子育て支援団体等の支援の推進  
地域で活動している子育て支援団体等に対し、その活動を支援するとともに、教育上支障のない限り、幼稚園・保育所の園庭や余裕教室等の利用を推進する。
- ② 家庭、地域社会、幼稚園・保育所の三者による幼児教育の総合的な推進  
幼児の日々の生活の連続性を確保するため、幼稚園・保育所での幼児教育と、家庭や地域社会での教育とが一貫して総合的に提供されるよう、課題や情報の共有化に努める。

## 5. 特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

目標5 特別な支援が必要な子どもに、より効果的で専門性が高い支援を行うため、早期に発見し早期からの支援を推進する。

- (1) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援の充実  
特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、個別相談や関係機関へつなぐ等の支援を行うとともに、幼稚園・保育所へ専門的な相談・援助を行い、幼児の健やかな成長への支援と幼稚園・保育所における受け入れの促進に努める。
- (2) 発達障害のある子どもに対する総合的な支援体制の構築  
発達障害者支援法の施行等を踏まえ、発達障害のある子どもに、より効果的で専門性が高い支援を行うため、発達障害児支援の中心的な役割を果たす「発達支援室（仮称）」を設置し、幼児期から一貫した相談支援体制の構築を図る。

## 6. 生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標6 子どもが家庭や地域社会の中でのびのびと育つ環境を整備する。

### (1) 家庭の教育力の再生・向上

#### ① すべての親に対する家庭教育の支援

「子育て・親育ち・家族育ちのための11の提言」を基本に、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。

※「子育て・親育ち・家族育ちのための11の提言」：平成16年度に宗像市社会教育委員の会が作成。「地域社会や学校との協働の中で子どもを育てる」という家庭教育のあり方を提起したもの。

#### ② 地域社会における家庭教育の支援

子育ての悩み等を抱える家庭に対する育児相談や、地域の子育てサークル、子育てサロン等の家庭を支援する環境づくりを推進する。

(2) 地域社会の教育力の再生・向上

① 幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用

市民参画や市民活動を支援する観点から、講座・研修等によって幼児教育を支える地域の人材の育成を図るとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材を活用し、地域で幼児教育を恒常的に支える体制づくりに努める。

② 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの育つ環境の改善を図るため、地域住民等の力を結集した子どもの安全、安心で多様な学びのできる居場所づくりの普及・定着を推進する。

③ 地域の施設・設備の活用の推進

幼稚園・保育所等による地域の図書館、公民館、公園等の活用を推進するため、施設の利用方法や事業内容等の情報の提供に努める。